

三芳町訪問型サービス及び通所型サービスに要する費用の額の算定の基準に関する 要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、三芳町介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成28年三芳町告示第317号。以下「実施要綱」という。）第12条第2項の規定に基づき、訪問型サービス及び通所型サービスに要する費用の額の算定に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 訪問型サービス 実施要綱第3条第2項第1号に規定する訪問型サービスをいう。
- (2) 通所型サービス 実施要綱第3条第2項第2号に規定する通所型サービスをいう。
- (3) 訪問介護相当サービス 三芳町介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱（以下「訪問型基準要綱」という。）第2条第1号に規定する訪問介護相当サービスをいう。
- (4) 訪問型サービスA 訪問型基準要綱第2条第2号に規定する訪問型サービスAをいう。
- (5) 通所介護相当サービス 三芳町介護予防・日常生活支援総合事業の通所型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱（以下「通所型基準要綱」という。）第2条第1号に規定する通所介護相当サービスをいう。
- (6) 通所型サービスA 通所型基準要綱第2条第2号に規定する通所型サービスAをいう。
- (7) 有資格者 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第2項に規定する介護福祉士その他政令で定める者をいう。
- (8) 町認定者 町が規定する研修を修了した者又はそれに準じた研修を修了した者をいう。

(訪問型サービス及び通所型サービスに要する費用の額の算定に関する基準)

第3条 訪問型サービス及び通所型サービスに要する費用の額は、別表により算定した単位数に、別に町長が定める1単位の単価を乗じて算定するものとする。

2 前項の規定により訪問型サービス及び通所型サービスに要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数が生じたとき、これを切り捨てるものとする。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

介護予防・生活支援サービス事業費単位数表

1 訪問介護相当サービス

(1) 訪問介護相当サービス費

| | |
|--------------------------|-------------|
| ア 訪問介護相当サービス費（Ⅰ）（週1回程度） | 1, 168 単位/月 |
| イ 訪問介護相当サービス費（Ⅱ）（週2回程度） | 2, 335 単位/月 |
| ウ 訪問介護相当サービス費（Ⅲ）（週2回程度超） | 3, 704 単位/月 |

注1 利用者に対して、訪問型サービス事業所（訪問型基準要綱第6条第1項に規定する事業所をいう。以下同じ。）の訪問介護員等が、訪問介護相当サービスを行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。

(ア) 訪問介護相当サービス費（Ⅰ） 介護予防サービス計画（法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第140条の62の3第1項第1号に規定する第1号介護予防支援事業による支援により居宅要支援被保険者等（法第115条の45第1項第1号に規定する居宅要支援被保険者等をいう。以下同じ。）ごとに作成される計画をいう。以下同じ。）において1週に1回程度の訪問介護相当サービスが必要とされた者に対し訪問介護相当サービスを行った場合

(イ) 訪問介護相当サービス費（Ⅱ） 介護予防サービス計画において1週に2回程度の訪問介護相当サービスが必要とされた者に対し訪問介護相当サービスを行った場合

(ウ) 訪問介護相当サービス費（Ⅲ） 介護予防サービス計画においてイに掲げる回数を超えて訪問介護相当サービスが必要とされた者（その要支援状態区分が要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号。以下「認定省令」という。）第2条第1項第2号に掲げる区分である者に限る。）に対し訪問介護相当サービスを行った場合

注2 施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者（厚生労働大臣が定めるサービス提供責任者（平成24年厚生労働省告示第118号）第1号及び第2号に掲げる者を除く。）をサービス提供責任者（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。注2において「整備法」という。）附則第11条の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第5条の規定による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る

介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号。以下「旧指定介護予防サービス等基準」という。)第5条第2項に規定するサービス提供責任者をいう。以下同じ。)として配置している事業所において、訪問介護相当サービスを行った場合は、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。

注3 訪問介護相当サービス事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の4に規定する養護老人ホーム、同法第20条の6に規定する軽費老人ホーム若しくは同法第29条第1項に規定する有料老人ホーム又は高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅であって同項に規定する都道府県知事(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)及び同法第252条の2第1項の中核市(以下「中核市」という。))にあっては、指定都市又は中核市の市長。以下同じ。)の登録を受けたものに限る。)若しくは訪問介護相当サービス事業所と同一建物に居住する利用者又は訪問介護相当サービス事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物の利用者に対し、訪問介護相当サービスを行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。

注4 利用者が介護予防特定施設入居者生活介護(法第8条の2第9項に規定するものをいう。以下同じ。)又は介護予防小規模多機能型居宅介護(法第8条の2第14項に規定するものをいう。以下同じ。)若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護(法第8条の2第15項に規定するものをいう。以下同じ。)を受けている間は、訪問介護相当サービス費は、算定しない。

注5 利用者が一の訪問介護相当サービス事業所において訪問介護相当サービスを受けている間は、当該事業所以外の訪問介護相当サービス事業所が訪問介護相当サービスを行った場合に、訪問介護相当サービス費は、算定しない。また、利用者が訪問型サービスA事業所において訪問型サービスAを受けている間は、訪問介護相当サービス事業所が訪問介護相当サービスを行った場合に、訪問介護相当サービス費は、算定しない。

エ 初回加算 200単位

注 訪問介護相当サービス事業所において、新規に訪問介護相当サービス計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回の訪問介護相当サービスを行った日の属する月に訪問介護相当サービスを行った場合又は当該訪

問介護相当サービス事業所のその他の訪問介護員等が初回若しくは初回の訪問介護相当サービスを行った日の属する月に訪問介護相当サービスを行った際にサービス提供責任者が同行した場合は、1月につき所定単位数を加算する。

オ 生活機能向上連携加算 100単位

注 利用者に対して、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス基準」という。）第79条第1項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定介護予防訪問リハビリテーション（指定介護予防サービス基準第78条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。）を行った際にサービス提供責任者が同行し、当該理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体の状態等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした訪問介護相当サービス計画を作成した場合であって、当該理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、当該訪問介護相当サービス計画に基づく訪問介護相当サービスを行ったときは、初回の訪問介護相当サービスが行われた日の属する月以降3月の間、1月につき所定単位数を加算する。

カ 介護職員処遇改善加算

注 厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第95号）第100号に規定する基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして町長に届け出た訪問介護相当サービス事業所が、利用者に対し、訪問介護相当サービスを行った場合は、当該基準における区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(ア) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） アからオまでにより算定した単位数の100分の86に相当する単位数

(イ) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） アからオまでにより算定した単位数の100分の48に相当する単位数

(ウ) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） (イ)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数

(エ) 介護職員処遇改善加算（Ⅳ） (イ)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

2 訪問型サービスA

(1) 訪問型サービスA費

| | | | |
|---|--------------------------|------|-----------|
| ア | 訪問型サービスA費 (I a) (週1回程度) | 有資格者 | 885単位/月 |
| イ | 訪問型サービスA費 (I a) (週1回程度) | 町認定者 | 663単位/月 |
| ウ | 訪問型サービスA費 (I b) (週1回程度) | 有資格者 | 1,088単位/月 |
| エ | 訪問型サービスA費 (I b) (週1回程度) | 町認定者 | 816単位/月 |
| オ | 訪問型サービスA費 (II a) (週2回程度) | 有資格者 | 1,769単位/月 |
| カ | 訪問型サービスA費 (II a) (週2回程度) | 町認定者 | 1,326単位/月 |
| キ | 訪問型サービスA費 (II b) (週2回程度) | 有資格者 | 2,175単位/月 |
| ク | 訪問型サービスA費 (II b) (週2回程度) | 町認定者 | 1,631単位/月 |
| ケ | 訪問型サービスA費 (III a) | 有資格者 | 216単位/回 |
| コ | 訪問型サービスA費 (III a) | 町認定者 | 162単位/回 |
| サ | 訪問型サービスA費 (III b) | 有資格者 | 266単位/回 |
| シ | 訪問型サービスA費 (III b) | 町認定者 | 199単位/回 |
| ス | 訪問型サービスA費 (III c) | 有資格者 | 165単位/回 |
| セ | 訪問型サービスA費 (III c) | 町認定者 | 123単位/回 |

注1 利用者に対して、訪問型サービス事業所（訪問型基準要綱第23条第1項に規定する事業所をいう。以下同じ。）の訪問介護員等が、訪問型サービスAを行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。

(ア) 訪問型サービスA費 (I a) 介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントA（三芳町介護予防・日常生活支援総合事業介護予防ケアマネジメント実施要綱（平成28年三芳町告示第318号）第4条第1号に規定する介護予防ケアマネジメントAをいう。以下同じ。）において、1週に1回程度（20分以上45分未満）で有資格者の訪問型サービスAが必要とされた者に対し、訪問型サービスAを行った場合

(イ) 訪問型サービスA費 (I a) 介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントAにおいて、1週に1回程度（20分以上45分未満）で町認定者の訪問型サービスAが必要とされた者に対し、訪問型サービスAを行った場合

(ウ) 訪問型サービスA費 (I b) 介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントAにおいて、1週に1回程度（45分以上）で有資格者の訪問型サービスAが必要とされた者に対し、訪問型サービスAを行った場合

(エ) 訪問型サービスA費 (I b) 介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメント

メントAにおいて、1週に1回程度（45分以上）で町認定者の訪問型サービスAが必要とされた者に対し、訪問型サービスAを行った場合

(㊦) 訪問型サービスA費（Ⅱa） 介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントAにおいて、1週に2回程度（20分以上45分未満）で有資格者の訪問型サービスAが必要とされた者に対し、訪問型サービスAを行った場合

(㊧) 訪問型サービスA費（Ⅱa） 介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントAにおいて、1週に2回程度（20分以上45分未満）で町認定者の訪問型サービスAが必要とされた者に対し、訪問型サービスAを行った場合

(㊨) 訪問型サービスA費（Ⅱb） 介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントAにおいて、1週に2回程度（45分以上）で有資格者の訪問型サービスAが必要とされた者に対し、訪問型サービスAを行った場合

(㊩) 訪問型サービスA費（Ⅱb） 介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントAにおいて、1週に2回程度（45分以上）で町認定者の訪問型サービスAが必要とされた者に対し、訪問型サービスAを行った場合

(㊪) 訪問型サービスA費（Ⅲa） 介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントAにおいて、1回あたり20分以上45分未満で有資格者の訪問型サービスAが必要とされた者に対し、訪問型サービスAを行った場合

(㊫) 訪問型サービスA費（Ⅲa） 介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントAにおいて、1回あたり20分以上45分未満で町認定者の訪問型サービスAが必要とされた者に対し、訪問型サービスAを行った場合

(㊬) 訪問型サービスA費（Ⅲb） 介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントAにおいて、1回あたり45分以上で有資格者の訪問型サービスAが必要とされた者に対し、訪問型サービスAを行った場合

(㊭) 訪問型サービスA費（Ⅲb） 介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントAにおいて、1回あたり45分以上で町認定者の訪問型サービスAが必要とされた者に対し、訪問型サービスAを行った場合

(㊮) 訪問型サービスA費（Ⅲc） 介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントAにおいて、1回あたり20分未満で有資格者の訪問型サービスAが必要とされた者に対し、訪問型サービスAを行った場合

(㊯) 訪問型サービスA費（Ⅲc） 介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントAにおいて、1回あたり20分未満で町認定者の訪問型サービスAが必要とされた者に対し、訪問型サービスAを行った場合

注2 訪問型サービスAに係る支給限度基準額については、要支援1（認定省令第2

条第1項第1号に規定するものをいう。以下同じ。)並びに事業対象者(実施要綱第4条第1項第2号に規定するものをいう。以下同じ。)においては1月につき2,175単位、要支援2(認定省令第2条第1項第2号に規定するものをいう。以下同じ。)においては1月につき3,544単位に至るまで訪問型サービスAを受けることができる。

注3 利用者が介護予防特定施設入居者生活介護(法第8条の2第9項に規定するものをいう。以下同じ。)又は介護予防小規模多機能型居宅介護(法第8条の2第14項に規定するものをいう。以下同じ。)若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護(法第8条の2第15項に規定するものをいう。以下同じ。)を受けている間は、訪問型サービスA費は、算定しない。

注4 利用者が一の訪問型サービスA事業所において訪問型サービスAを受けている間は、当該事業所以外の訪問型サービスA事業所が訪問型サービスAを行った場合に、訪問型サービスA費は、算定しない。また、利用者が訪問介護相当サービス事業所において訪問介護相当サービスを受けている間は、訪問型サービスA事業所が訪問型サービスAを行った場合に、訪問型サービスA費は、算定しない。

ソ 初回加算 200単位

注 訪問型サービスA事業所において、新規に訪問型サービスA計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回の訪問型サービスAを行った日の属する月に訪問型サービスAを行った場合又は当該訪問型サービスA事業所のその他の訪問介護員等が初回若しくは初回の訪問型サービスAを行った日の属する月に訪問型サービスAを行った際にサービス提供責任者が同行した場合は、1月につき所定単位数を加算する。

タ サービス提供責任者資格加算 20単位/回

注 訪問型サービスA事業所において、サービス提供責任者(この注において、訪問型基準要綱第6条第4項に規定するものをいう。)を、配置している場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、訪問型サービスA費(I)の場合は4回、訪問型サービスA費(II)の場合は8回を上限とし、訪問型サービスA費(III)においては、算定しない。

チ 介護職員処遇改善相当加算

注 厚生労働大臣が定める基準(平成27年告示第95号)第100号に規定する基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして町長に届け出た訪問型サービスA事業所が、利用者に対し、訪問型サービスAを行った場合は、当該基準における区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げ

る単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (ア) 介護職員処遇改善相当加算（Ⅰ） 1回の訪問につき、有資格者25単位、町認定者20単位（上限4回）
- (イ) 介護職員処遇改善相当加算（Ⅱ） 1回の訪問につき、有資格者14単位、町認定者11単位（上限8回）
- (ウ) 介護職員処遇改善相当加算（Ⅲ） 1回の訪問につき、有資格者12単位、町認定者9単位（上限5回）

3 通所介護相当サービス

(1) 通所介護相当サービス費

- ア 通所介護相当サービス費（1）（週1回程度） 1,647単位/月
- イ 通所介護相当サービス費（2）（週2回程度） 3,377単位/月

注1 厚生労働大臣が定める施設基準（平成27年厚生労働省告示第96号）第71号に規定する施設基準に適合しているものとして町長に届け出た通所介護相当サービス事業所（三芳町介護予防・日常生活支援総合事業に係る指定事業者の指定等に関する規則（平成28年三芳町規則第27号）第6条第1項に規定により指定を受けた事業所をいう。以下同じ。）において、通所介護相当サービスを行った場合に、アからコに掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成12年厚生労働省告示第27号）第15号に規定する基準に該当する場合は、当該告示第15号に規定する算定方法により算定する。

注2 通所介護相当サービス事業所の従業者（通所型基準要綱第6条第1項に規定する従業者をいう。）が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、通所介護相当サービスを行った場合は、1月につき100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注3 若年性認知症利用者に対して通所介護相当サービスを行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として、1月につき240単位を所定単位数に加算する。

注4 利用者が介護予防短期入所生活介護若しくは介護予防短期入所療養介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、通所介護相当サービス費は、算定しない。

注5 利用者が一の通所介護相当サービス事業所において通所介護相当サービスを受

けている間は、当該通所介護相当サービス事業所以外の通所介護相当サービス事業所が通所介護相当サービスを行った場合に、通所介護相当サービス費は、算定しない。

注6 利用者が通所型サービスA事業所において、通所型サービスAを受けている間は、通所介護相当サービス事業所が通所介護相当サービスを行った場合に、通所介護相当サービス費は、算定しない。

注7 通所介護相当サービス事業所と同一建物に居住する者又は通所介護相当サービス事業所と同一建物から通所介護相当サービス事業所に通う者に対し、通所介護相当サービスを行った場合は、1月につき次の単位を所定単位数から減算する。ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。

(ア) 通所介護相当サービス (1) 376単位

(イ) 通所介護相当サービス (2) 752単位

ウ 生活機能向上グループ加算 100単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして町長に届け出て、利用者の生活機能の向上を目的として共通の課題を有する複数の利用者からなるグループに対して実施される日常生活上の支援のための活動（以下「生活機能向上グループ活動サービス」という。以下同じ。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、同月中に利用者に対し、運動器機能向上加算、栄養改善加算、口腔機能向上加算又は選択的サービス複数実施加算のいずれかを算定している場合は、算定しない。

(ア) 生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員その他通所介護相当サービス事業所の従業者が共同して、利用者ごとに生活機能の向上の目標を設定した通所型サービス計画（通所型基準要綱第9条に規定する通所型サービス計画をいう。以下同じ。）を作成していること。

(イ) 通所型サービス計画の作成及び実施において利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の生活機能向上グループ活動サービスの項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、利用者の心身の状況に応じた生活機能向上グループ活動サービスが適切に提供されていること。

(ウ) 利用者に対し、生活機能向上グループ活動サービスを1週につき1回以上行っていること。

エ 運動器機能向上加算 225単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして町長に届け出て、利用者の運動器の機能向上を目的として個別的に実施される機能訓練であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「運動器機能向上サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

- (ア) 専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師（以下この注において「理学療法士等」という。）を1名以上配置していること。
- (イ) 利用者の運動器の機能を利用開始時に把握し、理学療法士等、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、運動器機能向上計画を作成していること。
- (ウ) 利用者ごとの運動器機能向上計画に従い理学療法士等、介護職員その他の職種の者が運動器機能向上サービスを行っているとともに、利用者の運動器の機能を定期的に記録していること。
- (エ) 利用者ごとの運動器機能向上計画の進捗状況を定期的に評価していること。
- (オ) 厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第95号）第107号に規定する基準に適合している通所介護相当サービス事業所であること。

オ 栄養改善加算 150単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして町長に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

- (ア) 管理栄養士を1名以上配置していること。
- (イ) 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活指導員その他の職種の者（以下この注において「管理栄養士等」という。）が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。
- (ウ) 利用者ごとの栄養ケア計画に従い管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に評価していること。
- (エ) 厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第95号）第108号に規定する基準に適合している通所介護相当サービス事業所であること。

カ 口腔機能向上加算 150単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして町長に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

(ア) 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置していること。

(イ) 利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成していること。

(ウ) 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価していること。

(エ) 厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第95号）第108号に規定する基準に適合している通所介護相当サービス事業所であること。

キ 選択的サービス複数実施加算

注 厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第95号）第109号に規定する基準に適合しているものとして、町長に届け出た通所介護相当サービス事業所が、利用者に対し、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスのうち複数のサービスを実施した場合に、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、運動器機能向上加算、栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定している場合は、次に掲げる加算は算定しない。また、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(ア) 選択的サービス複数実施加算（Ⅰ） 480単位

(イ) 選択的サービス複数実施加算（Ⅱ） 700単位

ク 事業所評価加算 120単位

注 厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第95号）第110号に規定する基準に適合しているものとして町長に届け出た通所介護相当サービス事業所において、厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等（平成27年厚生労働省告示第94号）第82号に規定する期間の満了日の属する年度の次の年度内に限り1月につき所定単位数を加算する。

ケ サービス提供体制強化加算

注 厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第95号）第111号

に規定する基準に適合しているものとして町長に届け出た通所介護相当サービス事業所が利用者に対し通所介護相当サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、利用者の介護予防サービス計画において1週に通所介護相当サービスが必要とされた回数に応じて1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(ア) サービス提供体制強化加算 (I) ア

a 通所介護相当サービス費 (1) 72 単位

b 通所介護相当サービス費 (2) 144 単位

(イ) サービス提供体制強化加算 (I) イ

a 通所介護相当サービス費 (1) 48 単位

b 通所介護相当サービス費 (2) 96 単位

(ウ) サービス提供体制強化加算 (II)

a 通所介護相当サービス費 (1) 24 単位

b 通所介護相当サービス費 (2) 48 単位

コ 介護職員処遇改善加算

注 厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第95号）第112号に規定する基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして町長に届け出た通所介護相当サービス事業所が、利用者に対し、通所介護相当サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(ア) 介護職員処遇改善加算 (I) アからケまでにより算定した単位数の1000分の40に相当する単位数

(イ) 介護職員処遇改善加算 (II) アからケまでにより算定した単位数の1000分の22に相当する単位数

(ウ) 介護職員処遇改善加算 (III) (イ)により算定した単位数の1000分の90に相当する単位数

(エ) 介護職員処遇改善加算 (IV) (イ)により算定した単位数の1000分の80に相当する単位数

4 通所型サービスA

(1) 通所型サービスA費

| | | |
|---|----------------------|-------------|
| ア | 通所型サービスA費（Ⅰa）（週1回程度） | 1, 059 単位/月 |
| イ | 通所型サービスA費（Ⅰa）（週1回程度） | 250 単位/回 |
| ウ | 通所型サービスA費（Ⅰb）（週1回程度） | 1, 177 単位/月 |
| エ | 通所型サービスA費（Ⅰb）（週1回程度） | 278 単位/回 |
| オ | 通所型サービスA費（Ⅱa）（週2回程度） | 2, 193 単位/月 |
| カ | 通所型サービスA費（Ⅱa）（週2回程度） | 260 単位/回 |
| キ | 通所型サービスA費（Ⅱb）（週2回程度） | 2, 437 単位/月 |
| ク | 通所型サービスA費（Ⅱb）（週2回程度） | 289 単位/回 |

注1 利用者に対して、通所型サービス事業所が通所型基準要綱第21条第1項において、通所型基準要綱第20条第1項に規定する通所型サービスAを行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。

- (ア) 通所型サービスA費（Ⅰa） 介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントA（三芳町介護予防・日常生活支援総合事業介護予防ケアマネジメント実施要綱（平成28年三芳町告示第318号）第4条第1号に規定する「介護予防ケアマネジメントA」をいう。以下同じ）において、1週につき1回程度（3時間以上5時間未満）の通所型サービスAが必要とされた者に対し、通所型サービスAを行った場合
- (イ) 通所型サービスA費（Ⅰa） 介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントAにおいて、1週につき1回あたり3時間以上5時間未満の通所型サービスAが必要とされた者に対し、通所型サービスAを行った場合
- (ウ) 通所型サービスA費（Ⅰb） 介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントAにおいて、1週につき1回程度（5時間以上）の通所型サービスAが必要とされた者に対し、通所型サービスAを行った場合
- (エ) 通所型サービスA費（Ⅰb） 介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントAにおいて、1週につき1回あたり5時間以上の通所型サービスAが必要とされた者に対し、通所型サービスAを行った場合
- (オ) 通所型サービスA費（Ⅱa） 介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントAにおいて、1週につき2回程度（3時間以上5時間未満）の通所型サービスAが必要とされたものに対し、通所型サービスAを行った場合
- (カ) 通所型サービスA費（Ⅱa） 介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントAにおいて、1週につき1回あたり3時間以上5時間未満の通所型サービスAが必要とされた者に対し、通所型サービスAを行った場合

(キ) 通所型サービスA費（Ⅱb） 介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントAにおいて、1週につき2回程度（5時間以上）の通所型サービスAが必要とされた者に対し、通所型サービスAを行った場合

(ク) 通所型サービスA費（Ⅱb） 介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントAにおいて、1週につき1回あたり5時間以上の通所型サービスAが必要とされた者に対し、通所型サービスAを行った場合

注2 通所型サービスAに係る支給限度基準額については、要支援1及び事業対象者においては1月につき1,177単位、要支援2においては1月につき2,437単位に至るまで通所型サービスAを受けることができる。ただし、事業対象者については、町長が必要と認めた場合は2,437単位まで通所型サービスAを受けることができる。

注3 厚生労働大臣が定める施設基準（平成27年厚生労働省告示第96号）第71号に規定する施設基準に適合しているものとして町長に届け出た通所型サービスA事業所（三芳町介護予防・日常生活支援総合事業に係る指定事業者の指定等に関する規則（平成28年三芳町規則第27号）第6条第1項の規定により指定を受けた事業所をいう。以下同じ。）において、通所型サービスAを行った場合に、アからツに掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護等の算定方法（平成12年厚生労働省告示第27号）第15号に規定する基準に該当する場合は、当該告示第15号に規定する算定方法により算定する。

注4 利用者に対して、その居宅と通所型サービスA事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき25単位を所定単位数に加算する。ただし、通所型サービスA費（Ⅰa）及び通所型サービスA費（Ⅰb）においては1月につき8回、通所型サービスA費（Ⅱa）及び通所型サービスA費（Ⅱb）においては1月につき18回を上限とする。

注5 利用者に対して、入浴介助を行った場合は、1日につき25単位を所定単位数に加算する。ただし、通所型サービスA費（Ⅰa）及び通所型サービスA費（Ⅰb）においては1月につき4回、通所型サービスA費（Ⅱa）及び通所型サービスA費（Ⅱb）においては1月につき9回を上限とする。

注6 若年性認知症利用者に対して通所型サービスAを行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として、1月につき240単位を所定単位数に加算する。

注7 利用者が介護予防短期入所生活介護若しくは介護予防短期入所療養介護又は介

護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、通所型サービスA費は、算定しない。

注8 利用者が一の通所型サービスA事業所において通所型サービスAを受けている間は、当該通所型サービスA事業所以外の通所型サービスA事業所が通所型サービスAを行った場合に、通所型サービスA費は、算定しない。

注9 利用者が通所介護相当サービス事業所において、通所介護相当サービスを受けている間は、通所型サービスA事業所が通所型サービスAを行った場合に、通所型サービスA費は、算定しない。

ケ 人員配置加算

注 通所介護相当サービスと同等の人員を配置している場合は、1月につき次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、第1号注1中の(イ)、(エ)、(カ)及び(ク)については、次に掲げる区分に関わらず1回につき25単位を所定単位数に加算し、次に掲げる区分に応じた単位数を上限とする。

(ア) 通所型サービスA費 (I) 100単位

(イ) 通所型サービスA費 (II) 195単位

コ 個別サービス計画加算 70単位

注 通所型サービス計画を作成し、1月に1回地域包括支援センター等に報告を行い、3月に1回程度モニタリングを行い、計画の見直しを図った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

サ 生活機能向上グループ加算 100単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして町長に届け出て、生活機能向上グループ活動サービスを行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、同月中に利用者に対し、運動器機能向上加算、栄養改善加算、口腔機能向上加算又は選択的サービス複数実施加算のいずれかを算定している場合は、算定しない。

(ア) 生活相談員、介護職員、機能訓練指導員その他の通所型サービスA事業所の従事者が共同して、利用者ごとに生活機能の向上の目標を設定した通所型サービス計画を作成していること。

(イ) 通所型サービス計画の作成及び実施において利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の生活機能向上グループ活動サービスの項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、利用者の心身の状況に応じた生活機能向上グループ活動サービスが適切に提供されていること。

(ウ) 利用者に対し、生活機能向上グループ活動サービスを1週につき1回以上行っていること。

シ 運動器機能向上加算 225単位

注 第3項エの注に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして町長に届け出て、運動器機能向上サービスを行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

ス 栄養改善加算 150単位

注 第3項オの注に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして町長に届け出て、栄養改善サービスを行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

セ 口腔機能向上加算 150単位

注 第3項カの注に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして町長に届け出て、口腔機能向上サービスを行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

ソ 選択的サービス複数実施加算

注 厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第95号）第109号に規定する基準に適合しているものとして、町長に届け出た通所型サービスA事業所が、利用者に対し、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスのうち複数のサービスを実施した場合に、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、運動器機能向上加算、栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定している場合は、次に掲げる加算は算定しない。また、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(ア) 選択的サービス複数実施加算（Ⅰ） 480単位

(イ) 選択的サービス複数実施加算（Ⅱ） 700単位

タ 事業所評価加算 120単位

注 厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第95号）第110号に規定する基準に適合しているものとして町長に届け出た通所型サービスA事業所において、厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等（平成27年厚生労働省告示第94号）第82号に規定する期間の満了日の属する年度の次の年度内に限り1月につき所定単位数を加算する。

チ サービス提供体制加算

注 厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第95号）第111号に規定する基準に適合しているものとして町長に届け出た通所型サービスA事業所が利用者に対し通所型サービスAを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、利用者の介護予防サービス計画にて1週に通所型サービスAが必要とされた

回数に応じて次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(ア) サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)

- a 通所型サービスA (Ⅰ) 72単位/月
- b 通所型サービスA (Ⅰ) 18単位/回 (上限4回)
- c 通所型サービスA (Ⅱ) 144単位/月
- d 通所型サービスA (Ⅱ) 18単位/回 (上限8回)

(イ) サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)

- a 通所型サービスA (Ⅰ) 48単位/月
- b 通所型サービスA (Ⅰ) 12単位/回 (上限4回)
- c 通所型サービスA (Ⅱ) 96単位/月
- d 通所型サービスA (Ⅱ) 12単位/回 (上限8回)

(ウ) サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)

- a 通所型サービスA (Ⅰ) 24単位/月
- b 通所型サービスA (Ⅰ) 6単位/回 (上限4回)
- c 通所型サービスA (Ⅱ) 48単位/月
- d 通所型サービスA (Ⅱ) 6単位/回 (上限8回)

ツ 介護職員処遇改善相当加算

注 厚生労働大臣が定める基準 (平成27年厚生労働省告示第95号) 第112号に規定する基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして町長に届け出た通所型サービスA事業所が、利用者に対し、通所型サービスAを行った場合は、当該基準における区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算をしている場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (ア) 介護職員処遇改善相当加算 (Ⅰ) 1回の利用につき15単位
- (イ) 介護職員処遇改善相当加算 (Ⅱ) 1回の利用につき8単位
- (ウ) 介護職員処遇改善相当加算 (Ⅲ) 1回の利用につき7単位